

緊急雇用対策（助成金）の概要

その

昨年後半から急速に雇用環境が悪化したのに伴い、政府は緊急雇用対策を発表しました。その中で労務関連では、厚生労働省管轄の助成金の新設・拡充の措置がとられます。内容につきましては、**緊急措置ながら助成率が大幅に向上されているのが特徴です**。現時点では、全ての情報また詳細が判明していないものもありますが、分かる範囲でご紹介します。

雇用調整助成金の要件緩和・拡充

【どんな助成金？】

雇用調整助成金は、景気変動や産業構造の変化などによる経済上の理由で、事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に休業、教育訓練、出向を実施した事業主に支給します。支払った休業手当や賃金、教育訓練経費の一部が対象です。

【どう変わる？】

現行の雇用調整助成金から、従業員300人以下の中小企業のみに適用する『中小企業緊急雇用安定助成金（仮称）』を分離独立させたうえで、支給要件を緩和すると同時に、助成率も優遇します。

【支給要件は？】

支給要件は、経常利益が赤字なら、最近3カ月の生産量が前年同期比で減少していれば対象となります。ただし生産量が5%以上減少している場合は、経常利益の状況は要件としません。助成率は、休業、教育訓練、出向にかかわる手当などを5分の4（現行3分の2）に、支給限度日数を3年で200日（現行150日）に、教育訓練経費を1人1日6000円（現行1200円）に、それぞれ引き上げられます。

	従来 最近6ヵ月間の	緩和・拡充（H20.12～） 最近3ヵ月間の
主な受給条件	生産量や売上高の平均値が対前年比10%以上減少している 雇用保険被保険者数の平均値が対前年同期と比較して増加していない	生産量や売上高の平均値が対前年比5%以上減少している（直近の決算で経常利益が赤字なら5%未満の減少でも可） 従来どおり
助成率	<u>休業手当等の2/3を助成</u> * 支給限度日数3年間で150日（最初の1年間で100日まで） * 教育訓練加算上限1,200円/日	<u>休業手当等の4/5を助成</u> * 支給限度日数3年間で200日（最初の1年間で100日まで） * 教育訓練加算上限6,000円/日

高齢者の雇用対策

【どんな助成金？】

65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により雇入れた事業主に対し、助成を行い、高齢者が引き続きその経験等を活かし社会で活躍できるように支援を強化する。

【どう変わる？】

従来、雇用助成金の対象者は雇用保険の被保険者であることが必須要件でしたが、この『高齢者雇用開発特別奨励金（仮称）』は、それを要件としていません。65歳以上の者が、新規に採用される場合は、雇用保険法では被保険者にならないと規定されているからです。運用面でもついでに取扱いになるのか詳細は分かりませんが、不正受給の温床になるのではないかと危惧しています。12月1日以降の雇い入れから対象です。

【支給内容は？】

主な受給条件	65歳以上の被保険者でない求職者をハローワークの紹介により1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる その他求職者に条件あり
助成金額	60万円/1人につき（大企業は50万円） （半年ごと30万円×2回） 短時間では減額支給

今回は、紙面の都合上、全ての助成金について記載できませんでしたが、また改めてご紹介します。

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>